議案第60号

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正に ついて

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を 別紙のとおり定める。

令和7年10月3日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

みやのうえ保育園整備事業の設計変更に伴う契約延長について、管理監督責任を明らかにし、町長の給料を減額するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和34年湯河原町条例第8号) の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給料月額の特例)

18 第2条第1項の規定にかかわらず、町長の令和7年11月の給料月額は、別表に掲げる給料月額から10分の1に相当する額を減じた額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】 湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

	現	行	改	正	後	備	考
1 ((行	改 附 則 1 (略) 17 (略) <u>(給料月額</u> 18 第2条第 ず、町長の 額は、別表 10分の1に とする。 附 則	正 の特例) 1項の規 令和7年 に掲げる 相当する			